

平成25年12月第5回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成25年12月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- |   |     |   |         |
|---|-----|---|---------|
| 市 |     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市   | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育   | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第5号)

平成25年12月10日(火) 午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第4号、  
議案第6号から議案第11号  
発議案第6号  
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

追加日程第1 議案の上程  
議案第12号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採択

## ○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程の第1、議案第1号から議案第4号、議案第6号から議案第11号及び発議案第6号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とします。また、質疑は一問一答、同一議題につき2回まででお願いいたします。

それでは最初に、右山正美議員の質疑を許します。

## ○右山正美君

おはようございます。私は通告のとおり、議案第2号、そして議案第6号について、伺いたいと思います。

2号については議案の説明資料、議案第2号を基準にして質問していきたいと思っておりますので、執行部側の方もよろしく願いいたします。

この議案第2号につきましては、消費税増税に伴う市の条例を、徴収条例を改正するという内容になって、今までの5パーセントに今度は3パーセント上乗せして8パーセントにしていくということでございます。

消費税増税の問題につきましてはやはり日本銀行とかと一体となった金融緩和や大型公共事業の推進などを実施して、見せかけだけの成長率を引き上げようとしてきたわけでありませぬ、安倍内閣。しかし、7月から9月期の国内総生産GDPですね、改定値はわずかな伸びしか示すことができておりませぬ。日本経済が深刻な状況から抜け出していないというのが明瞭であります。消費税増税を引き上げる要件として景気条項というものがあるんで、景気がよくならなければ引き上げないということになっているわけでありませぬ。こういったGDPの内容を見ても、まさしく危険。引き上げる時期ではないということを示しているのではないかと思います。このGDPが落ち込んでいる最大の要因は、国民の所得が大きく落ち込んでいること、そして雇用の報酬が実質0.6パーセント、前年比で落ち込んでいるというのが現実的な問題であります。このような状況の中で消費税増税を強行すれば、消費をさらに冷え込ませていくということも明らかなことでありませぬし、経済を悪化させるというのは言うまでもありません。

こういった中で先取りして自治体は、市は徴収条例を改正していくわけでありませぬが、この1点目に私が出しているのは、市職員の駐車場に係る使用料でございます。今まで3千円ということであったわけですが、これを3千86円にしていくということ、果たしてこういうところまでやらなきゃならないのかというふうに思いますが、その辺の当局の意見をま

ず最初に聞かせてほしいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の消費税の改正によりまして、平成26年4月1日から消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられるということでございまして、消費税等部分を控除して定められている各施設の使用料等について、行財政改革推進本部で検討した結果、料金改定する必要があるものについては条例改正をする必要が生じたということで改正しようとするものでございます。

私ども、財政に携わっている者としましては、平成26年度から30年度までの財政計画の中でも15億9千万円の財源不足、それから当初予算編成においても近年は財政調整基金から多額の繰り入れを行っているという状況もありまして、市民サービスを低下させないような行財政改革に取り組むということをやっているわけでございますけれども、そういう市民サービスへの充実に対応するためにぜひとも財源確保が必要だということで、今回、条例改正をお願いするものでございます。

○右山正美君

財源確保が必要なためと言われるんですけど、市の職員の人たちの駐車料金というのは最近有料化して、駐車料を取るという条例を作ったわけですね、最近になって。それだけでも大変なのに、財源確保ということで3千円が3千86円でしょう。年間にすると1千円ちょっとですよ。中身的にはそう大したことがないような感じもしますけど、全体的にすると職員が150人、駐車場を利用している職員の人たちが150人ぐらいいるというふうに聞いておりますけど、こういった影響はどのぐらい出てきているのか。その辺について、数字が多分出ていると思いますので、その辺の影響について、伺いたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

市職員の駐車場に係る使用料ということで、今、右山議員さんがおっしゃられたとおり、職員数で約154人でございます。これは今年度当初予算ベースということでございまして、それで計算しますと影響するのは年額で15万8千928円となります。

○右山正美君

15万円の市職員の駐車料に係る消費税ということで。これは果たして財源確保というためのものになるのかどうか。これはいささか疑問の残るところではないかというふうに思います。

最初に言うておきますけど、消費税に関わる問題はこれだけではございませんし、さまざまところで消費税が増税されてくるわけですので、その辺のところもよく加味してやってほしいなというふうに思います。

次に、公民館の使用料徴収条例について、伺いたいと思います。

この中で324円とか216円、430円と、いろいろこまごま書いてあるんですけど、これは1時間単位の問題で、古い、旧と比べますと9円とか6円とか12円とか、そういった感じで消費税が上乘せされていくのですが、やっぱり住民の方の利用率が下がってくる

のではないかというふうに私は懸念するわけですよ。その辺のことについてはどのように考えているのか。また、全体的にはどのぐらいの、もし市民が利用して、どのぐらいの引き上げになるのか。その辺についてどうですか。

**○教育次長（長谷川淳一君）**

まずどのぐらいの影響額かということですが、25年度予算ベースで単純に試算いたしますと、3パーセント値上げされることによって、今のところ、単純に計算して7万4千円程度の増額になるというふうに見込んでいるところでございますけれども、ただ、利用団体がほとんど条例の減額条項に、5割の減額条項に該当する団体でございますので、約、その半分程度が見込まれる。したがって、それほど大きな影響額ではないのかなということ、先ほどもう1点質問がございましたけれども、利用率に関してですけれども、利用率もそれほど影響は受けないのではないかなというふうに考えております。

**○右山正美君**

全体的には7万4千円ぐらいの引き上げであるということを見ると、利用もそんなに減らないというふうに言われているんですけど、やっぱり税による影響というのは、私は幾らかでも出てくるのかなというふうに思います。

それともう一つは、積算の問題でございますけど、例えば、これは手元に持っていますか。持っていますよね。例えば、単純に324円となっていますね。これは1時間あたり324円、中会議室。旧は315円です。3パーセント、100分の8をかけて324円、1時間あたりになります。2時間ですと648円ですけど、8円というものは切り捨てになると、切り上げじゃなくてね。例えば10円未満は切り捨てでもいいよ、どちらでもいいよというような、そういったことになっていると思いますけど、324円が2時間ですと、1時間で324円ですから、2時間ですとどのくらいになっていくのか。2時間ですと340円がいいのかどうか。

**○教育次長（長谷川淳一君）**

私の今の理解でいきますと、324円を2時間になると648円になります。そうすると、本文の条例の中に10円未満は徴収の際に切り捨てるというふうになっておりますので、10円未満は切り捨てで640円というふうになろうかと思えます。

**○右山正美君**

ごめんなさいね。320円が648円でしたね、合わせると。640円で、これは使用料として取る。10円未満は切り捨てしていくと。全部そういうふうな形でいいわけですね。

**○教育次長（長谷川淳一君）**

そうです。

**○右山正美君**

全体的にもそういう形で、10円未満は八街市は切り捨てしていくということで、認識していいのかなというふうにも思いますけど。ほかのところも聞いていきたいと思えます。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する条例ですが、これは何銭、何銭まで出てきているん

ですね。条例によって、まず、どのような影響と申しますか。1キログラムあたり25円92銭ということがあるので、1キロ持ち込む人はもちろんいないんですけど、いっぱいいると思うんですけどね、千の値というのは、先ほど言ったとおり10円未満を切り捨てるということになっていきますけど、この辺の関係はどうなってくるのでしょうか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

これにつきましては、やはり同じく10円未満については切り捨てるということです。

一般廃棄物への影響と申しますと、一番、一般家庭への影響が出るのが家庭用の雑排水の処理、これにつきましては1件あたりの平均が1千500リットルぐらいでございますので、これに換算しますと220円ぐらいの増額になる。

それから、全体の影響額で申しますと、家庭雑排水で約6千円。それから一番大きいのが事業系の一般廃棄物の処理、これが大体200万円程度。それからあとは一般廃棄物の処理ということで、粗大ごみのことですね、これについては1万2千円程度の増額になるということで、全体で201万円程度ということです。

**○右山正美君**

この部分についてはやっぱりかなりの市民負担が生じてくるということで、なかなか、廃棄物というのは否が応でも出てくるものでありまして、こういったところにも影響がかなり出てくるということでもあります。

次に、都市公園条例の一部改正であります。

これにもいろいろありましてね、前段では行商とか募金とか、あまり、あるのかなというふうなようなことまで列記してあるんですけど、こういった状況で、市民への影響というのはどういうふうに関わってくるのか。最初にまず伺います。

**○建設部長（糸久博之君）**

行商につきましてはございません。

中央公園のテニスコートの件でよろしいでしょうか。

**○右山正美君**

テニスコートじゃなくて、前段。

**○建設部長（糸久博之君）**

行商等についてはございません。公園の使用料ということでございます。これにつきましては、具体的には秋祭等で利用しております。これにつきましては年間、改正前と改正後では400円程度の差でございます。

**○右山正美君**

通常はあまり、この前段については影響はないということで。

下段の方とテニスコートですね。この問題で、改正前と改正後を見ていただければいいんですけど、高校生、大学生、小・中学生、210円。消費税がかからない部分があるわけがあります。こういったところはということなのか。その辺について、どうでしょう。

**○建設部長（糸久博之君）**

変更がない部分につきましては、都市公園条例の第13条の第4項によりまして、同じく10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるということになっておりますので、これによりまして計算し、端数処理した結果が変更とならなかったということでございます。

**○右山正美君**

10円未満の端数しか出ないということで、公園のテニスコートについては大学生は1時間あたり、大学生、小・中学生は変わらないということで認識していいわけですね。

次に、下水道条例ですね。

下水道条例、これも3パーセント上乘せの条例なんですけど、市民に与える影響といえますか、そういった影響はどのぐらいになるのか。その辺についてはどうでしょう。

**○下水道課長（藏村隆雄君）**

改正後の影響の件につきましては、使用料収入の全体につきましては、平成24年度の収入額の実績から算出いたしますと約670万円ほど増加するものと想定しております。

**○右山正美君**

下水道については全体で670万円程度は引き上がっていくと。影響が市民に出てくるということですね。

次に、給水条例であります。

給水条例も、これは3パーセント上乘せということになってくるわけなんですけど、これもまた使えば使うほどやっぱり消費税も出て、引き上がってくるということで、大変なことなんですけど。

給水条例、20ミリを一般的にやって、13ミリはアパートですけど、20ミリを基本にしてちょっと考え方を言ってほしいんですけど。基本料金、従量料金について、全体的にお聞きいたしますが、市民に与える影響というのはどのぐらいを算出しているのか。従量料金というのは使えば使うほど、それだけメーターは上がるということで、取水制限が働くんじゃないかというふうにも考えるわけなんですけど。その辺について、どのように考えているのか。

**○水道課長（金崎正人君）**

今20ミリというようなことでお話がありましたが、ちょっと20ミリでありましても家庭によって大分違いますので、今回は大変申し訳ないんですけど、25年度当初予算でちょっと比較させていただければと思います。

当初予算では約8億7千30万円の計上をさせていただきましたが、この中に消費税といたしまして約4千150万円。これは、基本料金と従量料金、両方合わせた金額ですが、これが8パーセントになりますと消費税部分といたしまして約6千440万円となりまして、約2千490万円の増額になるかと思っております。

**○右山正美君**

まさしく下水道と同じように使えば使うほどというか、水道は余計ですね、使えば使うほど、それだけ料金がかさんでくる。消費税もかさんでくるということになるわけで、これは今まで、水とか下水道を使わなきゃいけませんし、公民館とか、そういったものは文化行事



とかそういったことで、やっぱり自分の文化の地位を高めるということであれば、もちろん公民館なんかは使わないとなかなかできないわけで。やっぱり消費税増税というのは困った問題で、水とか、やっぱり生活するための、そういうことに係ってくるということは本当に大変なことだと私は思います。水道だけで2千490万円の増ということであれば、また大変なことになると思います。消費税増税にならないように今後ともしっかりと国に訴えていきたいと思いますが、市の増税上乘せ分の内容については、大体そういうことになってくるということでありませう。

次に、議案第6号でありますけど、3款3項2目扶助費について、これは生活保護費の問題であります。

この補正予算では1億4千685万7千円を国、県、一般財源に返却すると、戻すということでありませう。なぜこのようなことが出てきたのかどうか。

生活保護の問題については一般質問でもやったわけですが、いろいろ国会の中でもとりざたされておりますけど、やはり口頭での申請も認めると。これは大臣が答弁しています、それで認めますと。扶養義務の問題も、これは要件じゃないということもしっかりと、厚生労働委員会の中でも確認してきているわけでありませうし、親族の名前は書かなくても、申請は大丈夫ですよということ、改めて確認しておきたいと思ひます。

生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費がこのように返却と、国、県に返却ということでありませうけど、その減額の理由について、まずお伺ひしたいと思ひます。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

今回の補正の減額については、額的には1億4千685万7千円。それから記載のとおり、4つの扶助費について、3つの扶助については減額、介護については増額ということで、今回補正をお願いするものでございませうが、基本的には今、議員さんが述べられた返却という概念ではなくて。返却というのは、その上に国庫支出金返還金、1目がございませうね、生活保護総務費の説明欄の生活保護総務費114344千円の一番下の23節の中で、国庫支出金返還金116544千円がございませうので、これについては平成24年度の精算ということで、このほとんど、1億1千646万2千円を国庫の方に、4分の3分返すということで、平成24年度精算分については生活保護総務費において返すということで、その点、1点だけは、回答する前に述べさせていただきたいと思ひます。

それから、実際、1億4千685万7千円の今回の減額をお願いでございませうが、まずちょっと述べさせていただきたいんですけど、平成25年度の生活保護費の私どもの積算については、秋頃ですか、去年の秋頃やったわけですが、まずその年度の、平成24年度の決算見込額を立てまして、それに何パーセントかを掛けて25年度当初予算に盛るということで、実際、医療扶助にあつては決算見込額の5パーセント増、そのほかの生活扶助費等については決算見込額の7パーセント増を見込みまして、当初予算を組みました。その後、実際、平成24年度の決算が済みますと、平成24年度決算見込額と平成24年度の実際の支出、決算額に相違が生じました。その相違の金額が1億4千200万円余りでございませう。

そうしますと、ベースとなった額が違いますので、1億4千200万円と下がったものから、それに5パーセント、何パーセントを掛けると当然減るわけです。その分が減額の理由の1点目でございます。

それから実際、今年度の生活保護、生活困窮者の状況を見ますと、実際、私ども窓口の新規の相談件数というのが10月末時点で捉えますと、昨年度は10月末日で209件の相談がございました。すみません。去年が262件。今年度が209件と、約50件、相談件数が減ったと。それから実際の生活保護の申請の件数につきましても、昨年度が同じ時点で111件、今年の10月末時点で76件。やっぱり35件、生活保護の申請自体が減っているということございまして、このことから、以前、21年度あたりからかなり増加の傾向が見られたわけでございますが、去年の後半から今年にかけて、若干、上がりがとまったと。高どまりとも言うのでしょうけれども、その点から3つの扶助費、生活扶助と住宅扶助、医療扶助については、実際、今年度、25年度決算見込額を立てますと、当初予算よりはかなり減るということで、今回減額の補正をお願いしたものでございます。

それから介護扶助につきましては、当然、私ども、生活保護の受給者というのは高齢者の方が多い。高齢者と傷病、障がい85、6パーセントありますので、その関係でやはり高齢になりますと介護扶助、介護サービスを使う。介護保険料もございまして、その辺の数値が増えるということで、介護扶助につきましては若干の増額補正を今回お願いする。そういうことでございます。

#### ○右山正美君

減額補正ですが、要するに積算が違ったということで。やっぱりこの間、25年度というのはどういう状況かと言ったら、国会の中で生活保護者の問題を、国の方からいろいろ問題を出したわけですよ。生活保護者をたたくといいますが、社会的にそういう感じでやってきたわけです。そういったものが各地方自治体の窓口で水際の申請を却下させる、申請を出させないような、そういったことにもなったんですよ、結果的には。だから八街市はそういった形で増えていく、増えていくと計算、積算してやってきたわけですけど、そういう動きが、国の動きがあって、それでやっぱりとまってしまった。こういった現実もやっぱり私は見なきゃならないと思いますけど。八街市ではそういった水際で申請者を食いとめるとか、そういったものについてはなかったのかどうか。強引にそういう申請をやめさせるようなことはなかったのか。その辺についてはどうですか。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

議員が述べられたとおり、水際作戦と言われるものが実際、各地の福祉事務所において見受けられるということでもかなりご懸念されている部分もあると思いますけれども、本市の福祉事務所においてはそういう案件はないと、ここで断言できます。もちろん私、ケースワーカーが相談している相手が見えますので、実際の相談内容を聞きますと、やはりきちんとそういう人の状況を把握して、それに応じてこのような手続ができると。生保の前段階、いろいろな貸付制度もございまして、その辺も丁寧にケースワーカーは各相談者にしていると。

私の目の前でやっておりますので、決してそういう水際作戦というのは、かつてもございませんでしたので、今年度もごさいませんということを、この場ではっきり申し上げたいと思います。

#### ○右山正美君

再度申し上げておきますけど、口頭での申請で、書類が整わなくても申請を受け付けると。扶養義務が保護の条件じゃないということ。そして、親族の名前を書かなくても受け付けると。これはしっかりと明記して、やってほしいなというふうに思いますし。

やっぱりなぜそこまで言うかという、最後のセーフティーネットなんです。最後のよりどころ、生活保護というのは、もうこれ以上いったら死んでしまうよという最後のよりどころですから、それはやっぱり親切、丁寧に。私は水際と言いましたけど、そういうことじゃなくて、やっぱり一人ひとりの市民の方の意見を吸い上げていく。こういうことが私は大事ではないかと。私は八街市にはないと思いますけど、できるだけそういった相談者については懇切丁寧に聞いてあげていただきたい。こういうふうに申し上げておきます。

最後になりますけど、健康増進費について。

委託料について伺いますが、やっぱり健康を維持していくという意味では、こういう予防医療というのは、受診というのが大変重要になってくるわけでありまして。マンモグラフィとか前立腺がんとか、あとは大腸がん、こういったものは約30パーセント近い、あるいはマンモなんかはもう40パーセント近い状況で健診が行われております。やはり早期発見、早期治療というのが一番大事な問題になってくるのではないかなというふうに思いますけど、やっぱり委託料の件については、なかなか受診率が、私が言った以外のものの上昇がいかないというのが現実問題でありまして、そういったところで受診率を上げていくことが重症化させないという問題にたどり着くのではないかなというふうに思いますけど。この委託料の件について、伺いたいと思います。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

この健康診査委託料136万2千円の減につきましては、やはり各種健診について、実際、今年度は大体済みましたので、その見込みを立てたところによると、当初予算額よりは減るということで、今回減額の補正をお願いするというものでございまして。

実際、受診率の方もなかなか向上しないというのが私どもも悩みの種でございまして。今年度を昨年度と比べますと、胃がん検診で0.3ポイントの減、それから前立腺がんが0.2ポイントの減、肺がんと結核が1.5ポイントの減。大腸がんについては1.4ポイントの増ということになっておりますが。議員がおっしゃったとおり、やはり健診率自体がかなり低位で推移しているということで、私どももいろいろな周知はしているんですけども、なかなかそれが実際の健診率に結び付かないということで、大変、良案があれば教えていただきたいと。

以上でございます。

#### ○右山正美君

やっぱり方法とか手段とか、考えていく必要があると思います。これまでもずっと言っているんですけど、それぞれの地域に、何ですか、ちゃんとそういった専門の人たちを配置しながら、きめ細かな対応をしていく。あるいはもっともっと細かに健診の場所をずっと小まめにやるとか。私はちょっと、極端に増えていくということはあり得ないんでしょうけど、やっぱり少しずつ改善していく、やっぱり早期の治療、初期の発見ということの観点からすればやっぱり必要な行事ですから、事業ですから、これはやっぱり受診率を上げていくというのは必要なことだと思いますし、もっともときめ細かな対応をして受診させていくということが大事ではないかなというふうに思います。

マンモにしても、大腸がん、胃がんとか、そういった健診を受けた人の中に、やっぱり悪い、症状が出たとか、そういった人たちが現実問題あるわけですから、大腸がんでもそういった人たちが何人もいらっしやって、それで助かったということが出てきていますので、ぜひそういう点からすれば、積極的に受診率を引き上げる工夫を、我々も提案しますがぜひそういった努力をしていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

以上です。

#### ○議長（林 修三君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質問を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第6号、予算書の2ページについてです。

第1表、歳入歳出予算補正の内の13款使用料及び手数料についてなんですけれども、クリーンセンターの産業廃棄物処理手数料の増額について、伺います。

この内容は先ほど右山議員の方からもありましたけれども、家庭用雑排水や犬猫の死体、特定家庭用機器、また一般廃棄物の処理の手数料増で7千500万円増額ということでございます。この中で消費税増税というのは、本当に今、景気が悪い中で収入が減っているにもかかわらず増税するという国の方針が、本当に国民の暮らしに直結するということのあらわれの1つだなと思います。

八街市では家庭用雑排水の処理については、本当に苦しんでいるご家庭が多いと思うんですけれども、その状況についてはどのようにつかんでいるのかということをお聞きしたいと思えます。

といいますのは、浄化槽を設置して、それが用を足さなくなれば深くするか、また移動するというので、市民の皆さんからは100万円ぐらいかかってしまったとか、本当にこれで終わりということではないんですということ、特に年数がたてば年金暮らしになって、本当に困っているというご家庭が多いんですけれども、そういう中で、家庭用雑排水は衛生的に処理しなければ大変なことになると、私はいつも懸念しております。担当の方たちも状況は、林の中の方に流さざるを得ないとか、そういうことをつかんでおられるとは思って

すけれども。

家庭用雑排水について、市が回収しているのはどのぐらいなのか。そしてまた処理、市が集めてはいないけれども浄化槽のことで困っているご家庭はどのぐらいあるのかというようなことについて、どう把握されているのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

まず、一番最初に今回の補正7千505万円の補正に関しましては、平成24年度から行っておりました上砂地区における産業廃棄物の撤去、これの受け入れの手数料でございます。ですから一般の家庭用の事業系のごみ、あるいは家庭雑排水の処理手数料の増額ということではございませんので。全額、平成24年度から行っておりました上砂地区の産業廃棄物の撤去手数料でございます。

それから家庭用の雑排ですが、これにつきましては、例えば25年度、今年度ですが、現在までで12件処理いたしまして、2万1千850リットルの処理をいたしました。この処理手数料につきましては合計で11万4千670円ということで、年間で大体、25年度の予算で4万リットル程度を予算化しております。手数料が消費税の増額によりまして受ける影響額については、全体で約6千円程度。1件あたりの処理、1千500リットルぐらいを基準といたしますと、約220円程度というような形になるかと思います。

#### ○京増藤江君

くみ取りの件数は少ないんですけれども、実際には、本来ならばくみ取りしなきゃいけないご家庭というのは、私はたくさんあると思うんです。ですから今後やはり衛生的な処理をしていく、八街市でさまざまな病気の蔓延とか、そういうことを起こさないためにも、私はこの実態をしっかりとつかんでいただいて、市民の方がたくさん費用を負担しなくても済むような、そういう、私は方向でしていただきたいと思います。今回の手数料は、私が質問しようとしたことの内容ではないようですので、これで終わりますけれども、ぜひそのことはお願いしておきたいと思います。

次に、24ページの環境衛生費についてなんですけど、八富成田斎場費についてでございます。

これは恐らく、444万5千円というのは消費税増税分かと思いますが、そのことについての確認と、また今、有料化の方向が検討されているようなんですけれども、市民の生活が苦しいこんなときだからこそ、ぜひ自治体が責任を持って運営する八富成田斎場でこのまま、この状況を続けていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この補正予算に関しましては、条例等につきましては来年度以降の消費税の増額の条例でございますが、補正予算に関しましては消費税の増額の補正ということではございません。今回の八富成田の補正につきましては、一番大きな要因は光熱水費、電気料の値上げ分、それからガス代の値上げ分。これが一番大きい額でございました。それと、あとは当初予定外の修繕費、これはエアコン、空調の修繕、それから自動ドアの修繕という緊急を要する修繕

に要したということで、八富成田斎場の負担分につきましては平成24年度分が確定して、この不足分を各市で分担するというので、今回447万5千円の増額をさせていただいたということでございます。

○京増藤江君

今後の方向は、無料化を続けてほしいという。

○経済環境部長（中村治幸君）

無料化ということにつきましては、これにつきましては前回の議会の中でもご議論いただいておりますが、やはりこれは成田市、八街市、富里市の中で現在も協議が進んでおりまして、これにつきましてはそれぞれの市の考え方もございます。現在は無料で行っているということでございますので、これについてはこの中でよく議論させていただきたいと、していただいているところでございますので、これについては私の方はその決定に従っていくという考えでございます。

○議長（林 修三君）

京増藤江議員に申し上げます。通告の内容から離れた点がありましたので、元へ戻すようお願いいたします。

○京増藤江君

この444万円というのは何ですかということで答えていただきまして、費用の精算ということでございますが。今、有料化については議論中ということで、本当に議論中ですから、市長に伺いたいんですが、今、市民の皆さんの生活が大変な中で無料であるということは、本当に市民の皆さんにとっては大変重要な問題です。ぜひ有料化については、市長は断固反対のことでやっていただきたいと思います。

○議長（林 修三君）

京増議員に申し上げます。通告の内容から離れています。

○京増藤江君

だってこれは、有料化について議論しているということですよ。今、費用がかかっているということで聞いて、そして費用がかかっているから有料化の問題を出しているんでしょう。何も問題ないでしょう。これは費用についての質問だから、問題ないと思いますよ。市民の皆さんにとって大変重要な問題だと思いますよ。

○議長（林 修三君）

質疑とは提案説明のあった議案について生じた疑問を求めるということでありますので。

○京増藤江君

斎場費についてでしょう。

○議長（林 修三君）

ちょっと内容から離れていますので、注意いたします。

○京増藤江君

どこが内容から離れているんですか。

○議長（林 修三君）

通告した内容から離れている。

○京増藤江君

何で。斎場費について聞いているんじゃないですか。だから有料化を求めますよということなんじゃないですか。今議論されているんだから。

○議長（林 修三君）

今回の補正の中のこのことについてお伺いしたかったのでしょうか。447万5千円についてお伺いしたかったのでしょうか。

○京増藤江君

今回、修繕費とか光熱費とかガス代という、斎場費の費用についての、これは予算でしょう。

○議長（林 修三君）

通告されたのは、447万5千円の補正について質問したかったわけですよ。その範囲が多岐にわたって広がっていますから、注意申し上げました。

○京増藤江君

広がっていると言っても、広がっているからこそプラスして。議長、市民の暮らしをどう考えているのかということなんですよ。

○議長（林 修三君）

続けてください、質問を。

○京増藤江君

ですから、有料化については断固反対してくださいと市長に要望しているわけですよ。

（「議案の質疑とは違うでしょう、それは。」「市長、どうですか。」「ルールを守ってください。」「議案の質疑ではないと思います。」との声あり）

○議長（林 修三君）

再度申し上げます。ちょっと質疑の内容から離れました。ご注意申し上げます。

○京増藤江君

本当に議案質疑はただこれについて、ただ、この狭いことだけ聞くのではなくて、市民の暮らしをどう守っていくかという視点でなければ、この議案質疑の意味は大きく意味がなくなりますということを申し上げておきたいと思います。やはり議会がどうあるべきか、市民の暮らしをどう守るべきかという、そこに焦点があると思うんです。議長、よくそういうことを確認しておいてください。

28ページの道路新設改良費について、伺います。

道路整備費についてなんですけれども、新設の道路整備事業にあたっては、その周辺的安全対策を網羅する計画でなければならないと思うんですけれども、今までさまざまな新設工事を、新設、道路の新設整備をしてきたのですけれども、安全対策を網羅した計画というのはなされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

といいますのは、例えば、今度1区50号線の改良、拡幅がようやく始まるわけなんですけれども、周辺の改良計画はありません。広くなったからとスピードを出しますと危険だと、住民の皆さんは今から心配されているんです。今月の、先週ですけれども、5日と6日の朝、2日連続して交通事故が発生しました。こういうことも、事故が多い場所を含めまして、ぜひ1区51号線についても速度規制だとか、さまざまな安全対策をやった計画をしていただきたいんですが、全体のそういう安全対策と、また1区50号線の対策について、安全対策がなされているのか、伺います。

**○建設部長（糸久博之君）**

1区50号線につきましては、先日、測量を行いました。来年度以降に設計と公安委員会と協議を行って、用地買収、工事に進めていくわけですが、今ご質問の交通安全対策につきましては、公安委員会との協議の中で今後検討してまいりたいと考えております。

**○京増藤江君**

全体はどうなっていますか。

**○建設部長（糸久博之君）**

全体につきましては各路線につきまして拡幅等、交差点等改良工事を行う場合は事前に公安委員会との協議をしておりますので、そうした中での指導等を踏まえて実施しているところでございます。

**○京増藤江君**

せっかく新設するわけですから、どの地域をやるとしても、ぜひやっていただきたいと思います。本当に、特に1区50号線はしょっちゅう事故が起きまして、停止線も消えかかっているというような状況ですので、防災課や、また道路河川課と協力して、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、同じ28ページなんですけれども、道路排水対策費について伺います。

台風26号による306ミリの大雨で道路冠水が全市的に起きたということは、今回の議会の中でも多くの方が質問されました。市長も調整池をあちこちに作りたくてと答弁されたんですけれども、計画を立てても、早いうちに冠水しやすい場所から順番に実施していただきたいんですけれども。計画はこれからだろうと思いますが、予算もあります、しょっちゅう冠水する場所についてはぜひ早急な対策をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○建設部長（糸久博之君）**

しょっちゅう冠水する場所につきましては市としても早く解決したいと考えておりますが、調整池等につきましては位置的なもの、また関係地権者と協力も必要でございますし、また予算的なことも必要でございますので、そういうことを踏まえながら、優先する場所から計画的に整備してまいりたいと考えております。

**○京増藤江君**

ぜひ積極的にお願いしたいと思います。



1区50号線からスイミングに通じる道路、担当もよくご存じだと思いますが、たびたび冠水しています。そして今回の台風でまた排水路のふたが浮き上がりました。何枚も浮き上がっていたんです。地元の方も大変心配されて、危ないということで。本当に私もしょっちゅう見ました。子どもがこうやってのぞいていたり。そういうことで、私も担当の方に早く元に戻すようにと要望してきたんですけれども、何せ担当の方も忙しくて、ふたが戻ったのは11月8日ぐらい、3週間ぐらいたっていたのかなと私は思うんですけれども、本当に危険でした。この地域についてはやはり交通量が多いわけですからね、上流に調整池を作って、また黎明高校のグラウンド脇の排水路のようなコンクリートのふたをしていく必要があると思うんです。その際、排水路全体に歩道の役割を持たせれば、今回のような、安全に問題があるようなことも起きないのではないかなと思うんですけれども。コンクリートのふたをしていく、動かないふたにしていくというようなことについてはいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

ご質問の箇所につきましては以前、車がすれ違う場合にふたの上に乗って、ふたを破損したということが多くございましたので、そこにつきましては改修してございます。今ご質問のところにつきましては、比較的すれ違いができますので、必要性は感じておりますが、すぐに改修していくという計画は今のところございません。

○京増藤江君

当面計画がないと言われるんですけれども、本当に危ないんですよ。まして、今回みたいにあちこちで担当が、職員が飛び回っているときに、いつまでも危険な状況にしているということは、本当に安全対策がどうなっているのかということとところで大きな心配がありますので、ぜひこれは検討していただきたいと要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（林 修三君）

以上で京増藤江議員の質問を終了します。

質疑中ではございますけれども、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後11時01分）

（再開 午後11時13分）

○議長（林 修三君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は3点にわたりまして質問するものであります。

まず1点目は、議案第4号であります。

八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定について伺います。

まず、今、八街市の農業というのは農地の耕作放棄地の増加、また農業従事者の高齢化、後継者の不足が進む中で、現在TPP交渉が秘密裏に行われている。これからの日本の農業が一体どうなってしまうのかという、大変不安定感が増しております。こうしたもとの、特

に農業を基幹産業としている本市にとって、農業をどのような方向に進めていくべきか、真剣な取り組みが求められていると思います。

そこで今、この八街市の農業経営基盤強化促進協議会が設置されようとしているわけですが、まず1点目にお伺いいたします。人・農地プランについてであります。この目的は一体何なのかという点で、お伺いいたします。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

人・農地プランにつきましてはただいま議員さんのご質問の、まさしく今出ました問題、現在八街市で、これは日本全国ですが、今農業が抱えている問題、これを、人と農地の問題解決のために、要は集約的に話し合いを行って地域農業の将来設計図となるプランを作成するということが、人・農地プランの最大の目的だということでございます。

#### ○丸山わき子君

このプランを作るにあたりましては、本当に農家の皆さんの意見がどれだけ集約されていくのかということが求められていると思います。3月議会では、これは小山議員がこの問題に関しまして、人・農地プランについて質問しているわけですね。多くの農家の皆さん、全ての農家の皆さんから意見を聞くべきだということを指摘しているわけなんです。市としてはアンケート調査を行っているんだということを答弁されています。しかし、このアンケートも八街市内の全農家が対象とはなっていないわけですね。そういった点で、どんなプランができ上がっていくのかということで、私は大変心配しているところであります。

今、説明資料の中では、地域での話し合いを進めているというような説明が文章として入っているわけなんです。八街市全体でどれだけの説明会が行われ、またどんな意見が出されているのか。また今後、こうした農家の皆さんの意見をどのような形でくみ上げていくのか。その辺について、お伺いしたいと思います。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

地域の話し合い、これにつきましては現在まで4回行われております。6月には市全体での会議を1回行いました。その後、7月、8月、10月ということで、これにつきましては各地域での話し合いを実施いたしました。今後、今月中にあと2地区の話し合いを行う予定でございます。それからあと、年を越して、あとほかの2地区を今年度実施する予定でございます。これにつきましては、確かに、私どもの方でも連合会あるいは指導農業士、認定農業士、それから新規就農者の方をメインにお声がけをさせていただいているんですが、なかなか当日参加される人数は少ない。話し合いの中で出ていることにつきましては、まさしくもう議員さんのご質問されたとおりのことが大半のところに出ております。後継者不足については、確かにどこの地域でも出るお話でございます。後継者不足あるいは高齢化に伴って、やはり耕作放棄地の心配。それからTPPについて、どうなるのかなというような不安のご意見等がほとんどでございます。これにつきましては、私どもの方でも何とか参加者を増やしていくような手だても必要なんですが、現在、国の方でとっております新規就農者の青年給付金、これについても人・農地プランの中で新規就農者が位置付けられていなければ青年給

付金の給付が受けられないということで、現在、新規就農者、青年給付金の対象者の地域を優先的に行っているというのが現状でございます。

### ○丸山わき子君

なかなか人・農地プランの本当の問題というのが表面化されていないというのが実態だというふうに思います。この間、この間と言っても1960年代以降、政府は農業政策を本当に大きく曲げてきているわけですね。政府の農業政策というのは決して農家の皆さんを助けるという内容ではない。農業をもっともっと育てていくという内容ではない。今、本当に国が進めているのは農地の集約、集積化ですね。形態を明確化させていく。最終的には大きな経営体、そこに入れない農家の皆さんも出てくるというようなことで、大変、これから農業をやっていききたい、小規模でもやっていききたいという農家の皆さんを切り捨てていくような、そういった内容にもなっていると。

そういった点では本当に今回の人・農地プランについては丁寧な対応が必要であるというふうに思います。多種多様な特色を持った農業、この八街が本当に基幹産業としてやっていくためには農家の皆さんにとって実行可能な計画にしていく、国の言いなりになった内容ではなくて、農家の皆さんの自主性を本当に活かした内容にしていかなければならない。そのためには各地域での単なる説明会ではなくて、話し合いをもっともっていかねばならないんじゃないかなというふうに思います。私はそのためにも各地域にきちんとアドバイザーを派遣して、人的な支援のもとで、八街の農業をどうしていくのかといった、方向付けをぜひやっていっていただきたいというふうに思います。

2点目に基本構想についてなんですが、これについては人・農地プランとの整合性はあるのかどうか。その辺について、お伺いたします。

### ○経済環境部長（中村治幸君）

この基本構想につきましては、実は平成7年3月に一番最初が制定されているものでございます。これにつきましてはガット・ウルグアイ・ラウンドで農業交渉の合意という時点、平成7年、この時点で認定農業者制度を国の方で作りました。この関係でこの基本構想を八街市でも作成いたしました。その後、平成12年あるいは平成18年、平成22年に3回の見直しを行っております。これにつきましてはそれぞれ、平成12年では農業生産法人の追加、あるいは平成18年では年間の農業所得の見直しと。それから平成22年では遊休農地対策について、これは市から農業委員会へというような形の基本的な見直しを行ったところでございます。

来年度、平成26年度にこれは再度見直しを行いまして、今回、県段階において農地の中間管理機構を設置するというので、これに合わせた基本構想ということで見直しを予定しているところでございます。この基本構想につきましては今回の基盤強化促進協議会等のご意見を拝聴して、構想の見直しという形も行っていくということでございます。

### ○丸山わき子君

ただいま26年度に再度の見直しをすると。この中で中間管理機構というものを設定して

いくということなのですが、これは八街市の農業にとってどのような取り組みになっていくのか。その辺についてお伺いします。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

これは現在、八街市で行っております、各市町村が実施しております耕作放棄地利用集積を県に一括登録をして、県で利用者等のあっせんをするということで、今後この中間管理機構に登録して農地のあっせんを行うと、例えば八街市の耕作放棄地を近隣市町村等で利用したい方の場合にはあっせんがスムーズにできる。その逆に、八街市でも従来から他市町村である程度まとまった農地をお借りして耕作されている方がおりますが、やはりまとまった農地を探すことができるというメリットはあろうかというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

この間の農地法等の改悪もあって、株式会社の参入等も今後はあり得ると。まさに今の中間管理機構の設定というのはそういった広範囲に株式会社等、会社等が参入しやすくなる、そういった内容ではないかなというふうに思うわけでありませう。

ちょっと時間がございませんので、条例についてのところの第2条のところ、所掌事務のところなんです。

今の株式会社の参入に関わって、私は大きな会社、株式会社というのが進出してくるのは優良農地だというふうに思うわけですね。農家の皆さんが一生懸命に農業経営をやろうとしても、やはり最終的にはそういった優良農地を目指して株式会社が入ってくる。そういった点では、農家の皆さんがせっかく地域に根ざして農業をやっている、やっつけられない方法を選択せざるを得なくなってしまう。単に耕作放棄地だけを、あるいは利用に関して県が把握するといっても、そこだけではなく、そこを含めて全体的に優良農地も株式会社は当然、手にするでしょうから、そういった点では八街市の農業というのは大きく後退してしまうのではないかと。ということで、所掌事務のところでは株式会社が農地に進出してくる場合に厳しい監視、あるいは規制を強めることが必要ではないかなというふうに思うわけですが、そういった点での所掌事務のもう少し充実した内容が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○経済環境部長（中村治幸君）**

今回の促進協議会におきまして、人・農地プラン等を含めまして、今回はあくまでも個人農業者ということで、企業、株式会社等の農業生産法人等を対象にはしていないということでございます。

**○丸山わき子君**

県はそうではない、個人だということをおっしゃっているわけですが、農地法の改正の中では株式会社が農地を手にすることができるようになったわけですから、そういった点では株式会社に八街の農地を荒らされてはたまらないと、私は思います。株式会社は採算が合わなければさっさと退散してしまうわけですから、その後の農地がどれだけ荒廃してしまうか。そういった点でも大いにこれは注意し、八街市の農業を守る、あるいは農地を守る、そうい

た点での対応をぜひ展開していただきたいというふうに思います。

それから条例の第3条について、組織についてですね。

ここでは協議会10名となっています。ここでは農業者、実際に農業者は何名選出されるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

この組織につきましては現在、市の農業委員さん、あるいはJA、それから農業事務所、それから連合会、農業研究会、指導農業者及び農業者会ということで、このうち女性委員を3割程度選出した組織を作る予定でございます。

#### ○丸山わき子君

私は、やはり農家の皆さんの声が直接届く内容にすべきだというふうに思います。そういった点では、もちろん女性の声も反映させていただきたいと思いますが、直接農業を営んでいる、そういった皆さんの声を届ける場として農業者を多く入れていただきたい。このように思います。

次に、時間がございませんので、一般会計補正予算の教育振興費を質問させていただきます。

これは一般会計補正予算の31ページ、32ページ、小・中学校の教育振興費の予算に関してなんですけれども。

小学校では208万円、中学校では182万円の予算計上となっております。本来なら新学期に予算措置をすべきであったと思うわけですが、なぜ年度途中の増額となったのか。これはちょっと財政課の方にお伺いしたいと思います。

#### ○財政課長（佐藤幸男君）

この補正予算案につきましては、国と県の交付金が来まして、そのため急遽、今回補正予算を組むものでございます。

#### ○丸山わき子君

これは大体来るということはわかっているわけで、やはりそういった点では教育予算に関して一律カットして、新年度も取り組んできたと思うんですけれども。私はやっぱり教育予算に関しては一律カットはなじまない。やはり子どもたちに犠牲を押し付けて、義務教育を進めるわけにはいかない。ですから来年度の予算編成にあたっては、この一律カットはやっていただきたくない。このように要望いたします。

次に、議案第6号の八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について、質問したいと思います。

#### ○議長（林 修三君）

それでは、発議案です。

桜田議員、登壇をお願いします。

それでは、丸山わき子議員、お願いします。

#### ○丸山わき子君

それでは、質問いたします。

空き家条例というのは本当に必要である、深刻であるというふうに私も受けとめております。そういった立場からも検討、さらに検討が必要なのではないかなということでも質問いたします。

まず目的のところなんですけれども、空き家が所有者により適正な管理がされないと、どのような問題が起こってくるのか。それを防止するために目的が明記されると思うわけですが、生活環境の保全、良好な住環境の保全、維持及び安全・安心の街づくりとしています。この内容で万全かどうか。その辺についてお伺いいたします。

**○桜田秀雄君**

それでは、お答えいたします。

2008年ですか、国の調査によりますと八街では3千600件。現在は4年、5年過ぎていきますから4千件を超えているんだろうと、このように思います。ただいま質問の中にありました空き家などが適正に管理されないことによって、私は大きな問題として、今述べられた3つ、第1は安全・安心な生活への障害であり、青少年犯罪の温床になる可能性などがあり、防犯上の問題や火災、あるいは建物の倒壊などの危険を防止する防災上の問題があるかと思えます。2点目としてはごみの不法投棄、害虫などの発生による生活環境の悪化、悪影響。3点目は地域の良好な景観の悪化が見られます。

本条例案では防犯、防災、生活環境の保全の観点から、住民の生活を守ることを目的としておりまして、住民生活に悪影響を与えている現状に、国の法律では今のところ規定する法律がございませんので、やはり末端の地方自治体として市民の命と健康を守る、そういう立場から条例の制定は憲法の範囲内である。このように認識しております。

**○丸山わき子君**

今、桜田議員が防犯、防災の面で必要だと言われたわけなんですけれども、1条では何を守るとかという目的を明確にさせなければならぬと。なぜここに防犯、防災。これが明記されていないのか。その辺は何ででしょうか。

**○桜田秀雄君**

条例の定義あるいは空き家等の管理、この中で明確にしておりますけれども、9項目にわたって列記しております。こういうことについて責務者、所有者は守ってほしいと。そういうことで列記してありますので、問題はないのかなと思います。

**○丸山わき子君**

私は、目的を明確になぜしなきゃいけないかと言いますと、8条で措置命令、9条で代執行と、大変厳しく責任を求めているわけですね。ですから単に、1章の目的のところ、単に生活環境の保全、良好な住環境だけでは適切ではないというふうに思うわけなんです。ここにきちんと防犯、防災、これをうたうべきであるというふうに思います。

それと定義、責務規定についてなんですけれども、定義の(2)、今、第3条が責務規定になると思うんですけれども、空き家等の管理の中で特に(2)ですね、これは自然現象に

よって建物及びこれに附属する工作物が飛散することとあるわけですが、これだけではやっぱり解決にはならない。飛散することによって人の生命もしくは身体または財産に被害を及ぼすことのないように、そういうことをきちんと、人の財産とか命、そういう問題をきちんと入れなければ、これはその後にある、命令であるとか、公表であるとか、代執行に至る構成要因、この基礎になるものですから慎重に規定していくことが求められると思うわけです。その辺についてはどうなんでしょうか。

#### ○桜田秀雄君

まず最初に、目的の関係でいわゆる防犯、防災、これを明確にすべきではないかというご意見だろうと思うんですけれども、この条例の中でも生活環境の保全、良好な住環境、安全・安心、これは明確に、防犯という言葉ではありませんけれども、裏付ける言葉であろうと私は認識しております。

また、3条の中の2項、自然現象により建物及びこれらに附属する工作物が飛散すること。この考え方でございますけれども、建物が飛散するというのは猛烈な風が吹いた場合に、既に屋根または壁の面積が過半数以上消失している場合、建物耐久力の低減も生じることから、このような事態をきちんとして、この項目を入れているわけでございます。

#### ○丸山わき子君

また元に戻っちゃいましたけど、目的のところ、安全・安心という言葉が防犯、防災と即イコールとはならないわけです。そういう点ではきめ細かな明確な言葉を目的に入れなければならない。何度も繰り返して言いますが、本当に誰もが見て安全・安心イコール防犯、防災とは思わないわけです。そういった点では明確な文言を検討すべきであると思います。

それとやはり定義、空き家等の管理のところは責務規定になっていると思うんですけれども、ここでもやはり命に関わる、あるいは身体、体をけがさせてしまう、そういった危機感をきちんと設けるべきであるというふうに思います。

それから、時間がございませんので次に行きますけれども、行政指導のところですね。

これは指導勧告ということで入っておりますけれども、このところでまずは、その前に助言ではなかろうかというふうに思いますが、その助言というのは要らないのかどうか。その辺について、いかがでしょうか。

#### ○桜田秀雄君

行政指導、この中には指導ですか、行政指導あるいは勧告、助言、これらが含まれております。また、そのほかにも命令等も含まれると思うんですが。ここでは助言という言葉は書いてございませんけれども、例えばこの条例ができた場合には、この前の答弁の中でございましたけれども、空き家問題について、本市においてはまず所管する場所が決まっていないと、こういうことではございますけれども、条例ができれば当然そういう所管が決まる。こういうことになります。その中で相談を含めて、助言なんかはできると。このように私は認識しております。

### ○丸山わき子君

私は行政指導が入るということは、本当に個人の財産に関わる問題ですからね、「当然入ってくる」ではなくて、やはり条例の中で丁寧な対応を尽くすと、その姿勢は示すべきだと思うんです。突然、指導ではなくて、やはりまずは助言と。まず指導の前に助言というのはやわらかい対応だと思うんです。やはりそういった丁寧な対応は必要ではなからうかというふうに思うわけなんです。当然、後で入ってくるという言い方ではまずいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺について再度お伺いいたします。

### ○桜田秀雄君

行政指導というものはあくまでも行政の指導でありまして、受けた側がこれを守らなきゃいけないと、こういうものではございません。しかし、行政指導を受ける中で相手方がそれを受け入れて、改善なりをしていくと。こういうことは大変望ましいことでありまして、そういう意味で、手続法の中にもこうした問題が載せられていると思います。

所沢市でございますけれども、平成24年10月末現在でございますけれども、いわゆる氏名等の公表に至った例はございませんけれども、こうした助言あるいは勧告の過程で17件、これが改善されております。また相談窓口を設けることによって、ここで、この条例ができるまでは44パーセントであった相談に対する解決が、施行後は59パーセントまで上昇しております。こうしたことから助言はそうした行政の窓口での相談、ここを通じてやっていけばいいのではないかと。このように認識しているわけです。

### ○丸山わき子君

だから、これは、条例の中で、条例化の中で助言がいかに大切か、あなた自身が今言われたと思うんですけれども、この条例の中に助言というのはきちんと入れていくべきではないかというふうに思います。

それから勧告、代執行についてであります。

本当に人の財産に対して代執行するということは大変な判断であろうかというふうに思います。そういった点では客観性や公平性を確保するために、私はもう一つ、判断するための審議会の関与というのが必要ではないかなというふうに思うわけです。その辺について、どんなふうにお考えでしょうか。

### ○桜田秀雄君

ご指摘のように、財産権につきましては憲法29条第1項で、財産はこれを侵害してはならない。また2項においては、財産権の内容は公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める。3項では、私有財産は正当な保障の下にこれを公共のために用いることができる。このように記載されております。このように重要な財産権のいわゆる処分にあたる条例でございますので、そうした、今、丸山委員が指摘された第三者、こうした問題を危惧されるのは私も十分に理解しております。

ですが、例えば千葉県内でこれまで10近くの団体においてこの条例が制定されております。そうした中で、今、丸山委員が言われた第三者機関、これを設けているのは鎌ヶ谷市、



市川市でありまして、設けていないのは千葉市、船橋市、佐倉市、松戸市などがございます。第三者機関は確かに重要だと思えますけれども、例えば成田の土地収用問題、これで千葉県に土地収用委員会が設けられました。しかし、さまざまな理由で委員がみんな辞退してしまったということで、千葉県の土地収用委員会は崩壊した。こういう経緯がございますけれども、やはりこういう財産権の処分について第三者機関を作るとなると、主に弁護士とか、あるいは建築関係の専門家、そうした学識経験者が主になると思うんですが、そうした人たちが中心になって、この狭いまちでやりますと、やはり財産権の侵害ですからなかなか思ったような答申なり、そういうのは出しにくい。こういうことで各市町村でも、それはあくまでもやっぱり市長がこうした条例なり法律、これを厳格に運営する中でやっていく。こういうことで可能ではないか。

このような条例になっておりまして、例えば秋田県の大仙市、ここでは市長の職権で財産権の処分、代執行を5件ほどやりましたけれども、これについては市民の皆さんからも、子どもたちの命と健康を守る、そういう立場から支持されているというふうにお聞きしておりますので、市長の責任において当然やっていくべきものであらうと。このように考えております。

#### ○丸山わき子君

私は、一定の距離があれば、やはり判断も的確にできると。市長の責任で対応しなさいというのはあまりにも、私は酷であるというふうに思います。やはり私は、今、第三者機関には弁護士等が入るんだというような答弁がございましたけど、私はこれは、国も今この空き家等に関するいろいろと検討中ではございますが、やはり国あるいは県との連携の中で第三者の機関を設けていくべきではないかなというふうに思っております。そういった点では、もう少し検討していく余地があるのではないかとというふうに思います。

それから、例えば代執行が行われた場合、高齢化や相続で除去費の負担ができない。こういう方も当然出てくるわけですね。それから建物がなくなった場合、固定資産税が高くなる。これはもう当然出てくるわけですね。こういった問題をどのように解決するのか。答弁いただきたいと思います。

#### ○桜田秀雄君

代執行が行われた場合に今言われたようなさまざまな事案が発生するんだろうと私も考えております。しかし、何と申しますか、例えば代執行されたことによって土地の値段が、いわゆる固定資産税ですか、これの免税措置が解除されますから6分の1だったものがボンと上がってしまうと。結局6倍になってしまう。こういう状況になろうかと思えます。そういった点を考えますと、なかなか、やはり市民の皆さんもわかってはいるんだけども現在の空き家を更地にできないと。そういう考えもあろうかと思えます。今、丸山委員から言われたことについては委員会、どこに付託されるかわかりませんが、第三者機関の問題と助言の問題等を含めて検討してまいりたいと、このように考えております。

#### ○議長（林 修三君）

時間となりました。桜田議員、自席にお戻りください。

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号の専決処分の承認を求めることについて、平成25年度八街市一般会計補正予算は会議規則第37条の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第1号についての討論を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度八街市一般会計補正予算を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第1号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第2号から議案第4号、議案第6号から議案第11号及び発議案第6号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

それでは、議事都合のため及び昼食のために休憩します。本会議再開時刻は事務局よりお知らせいたします。

議員の皆様申し上げます。議会運営委員会を開催しますので、午後1時10分、第2会議室に係る議員はお集まりください。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催します。休憩に入ります。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時49分)

○議長(林 修三君)

再開します。

ただいま議案1件が提出されました。

日程の順序を変更して、直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

(丸山議員、右山議員、京増議員、古場議員、桜田議員退場)

○議長(林 修三君)

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第12号の提案理由の説明を求めます。

○市長(北村新司君)

本日追加提案しました議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。教育委員会委員であります川島澄男氏の任期が平成25年12月13日をもって満了することに伴い、八街市八街ほ208番地413、加曾利佳信氏を教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(林 修三君)

お諮りします。ただいま議題となっています議案第12号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

議案第12号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。議案第12号は同意することに決定しました。

(丸山議員、右山議員、京増議員、古場議員、桜田議員入場)

○議長(林 修三君)

日程第2、休会の件を議題とします。

明日11日から23日までの13日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。12月11日から23日の13日間を休会することに決定しまし

た。

次に、川島教育長より発言を求められていますので、これを許します。

**○教育長（川島澄男君）**

貴重な時間をいただき、発言する時間をいただきましてありがとうございます。

私は12月13日をもって任期満了ということになります。この4年間、議員の皆様方には教育行政等につきまして大所、高所よりご指導、ご助言いただきました。ありがとうございました。

簡単ですけれども、お礼の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（林 修三君）**

川島教育長におかれましては、この4年間、八街市の子どもたちのために、いつも温かい言葉できめ細やかにご指導いただき、心よりお礼を申し上げます。また、幼小中高連携教育や魅力ある学校作り等、八街市の特色ある教育に取り組み、本当にご苦労さまでございました。議会といたしましても、八街市の教育の発展に心魂を打ち込み、ご尽力いただいたことに本当に感謝するものでございます。議会を代表いたしまして感謝を申し上げます。教育長職を離れましても、子どもたちの未来のために末永くお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。お疲れさまでございました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月24日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、経済建設常任委員会協議会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時58分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第4号、  
議案第6号から議案第11号  
初議案第6号  
質疑、委員会付託
2. 議案の上程  
議案第12号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
3. 休会の件

- .....
- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度八街市一般会計補正予算）
- 議案第2号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第3号 八街市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の制定について
- 議案第6号 平成25年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第7号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第8号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第9号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第10号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第11号 八街市営運動場の設置及び管理に関する条例及び八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議案第6号 八街市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 教育委員会委員の任命について